

四日市市告示第 669 号

三重県生活環境の保全に関する条例（平成 13 年 3 月 27 日三重県条例第 7 号）第 72 条の 4 第 2 項に基づき、次のように告示する。

令和 6 年 12 月 6 日

四日市市長 森 智広

1. 発表事項

霞一丁目地内における土壤汚染について

2. 発表内容

令和 6 年 12 月 5 日、三重県生活環境の保全に関する条例第 72 条の 4 第 1 項に基づき、東ソー株式会社（東京都中央区八重洲二丁目 2 番 1 号 代表取締役社長 社長執行役員 栗田 守）から同社四日市事業所（四日市市霞一丁目 21 番、23 番 1）敷地内において、土壤汚染を発見した旨の届出がありました。

届出者によると、同社はプラントを新設するにあたり、三重県生活環境の保全に関する条例第 72 条の 2 第 1 項の規定に基づき地歴調査を行った結果、事業所内で特定有害物質の使用履歴があったことから、使用履歴のある特定有害物質を対象に、形質変更予定地（37,228 m²）について、土壤調査を実施しました。

調査の結果、全 375 区画中、4 区画（400 m²）において「ふっ素及びその化合物」が土壤溶出量基準を超過しました。（地点は別紙参照）。

基準を超過した特定有害物質及び検出された濃度は下表のとおりです。

なお、形質変更予定地内では、過去に「ふっ素及びその化合物」の使用履歴がなく、土壤汚染の原因は不明です。

< 土壤調査結果（溶出量） >

物質名	最大検出濃度 (土壤溶出量基準の倍数)	土壤溶出量基準
ふっ素及びその化合物	2.9mg/L (3.6倍)	0.8mg/L

※汚染区画をトラロープで囲い、立入禁止としています。

3. 事業者における今後の対応

土壤溶出量基準超過が確認された汚染区画について、汚染土壤を掘削除去の上、適正に処理を行う予定です。

4. 四日市市の対応方針

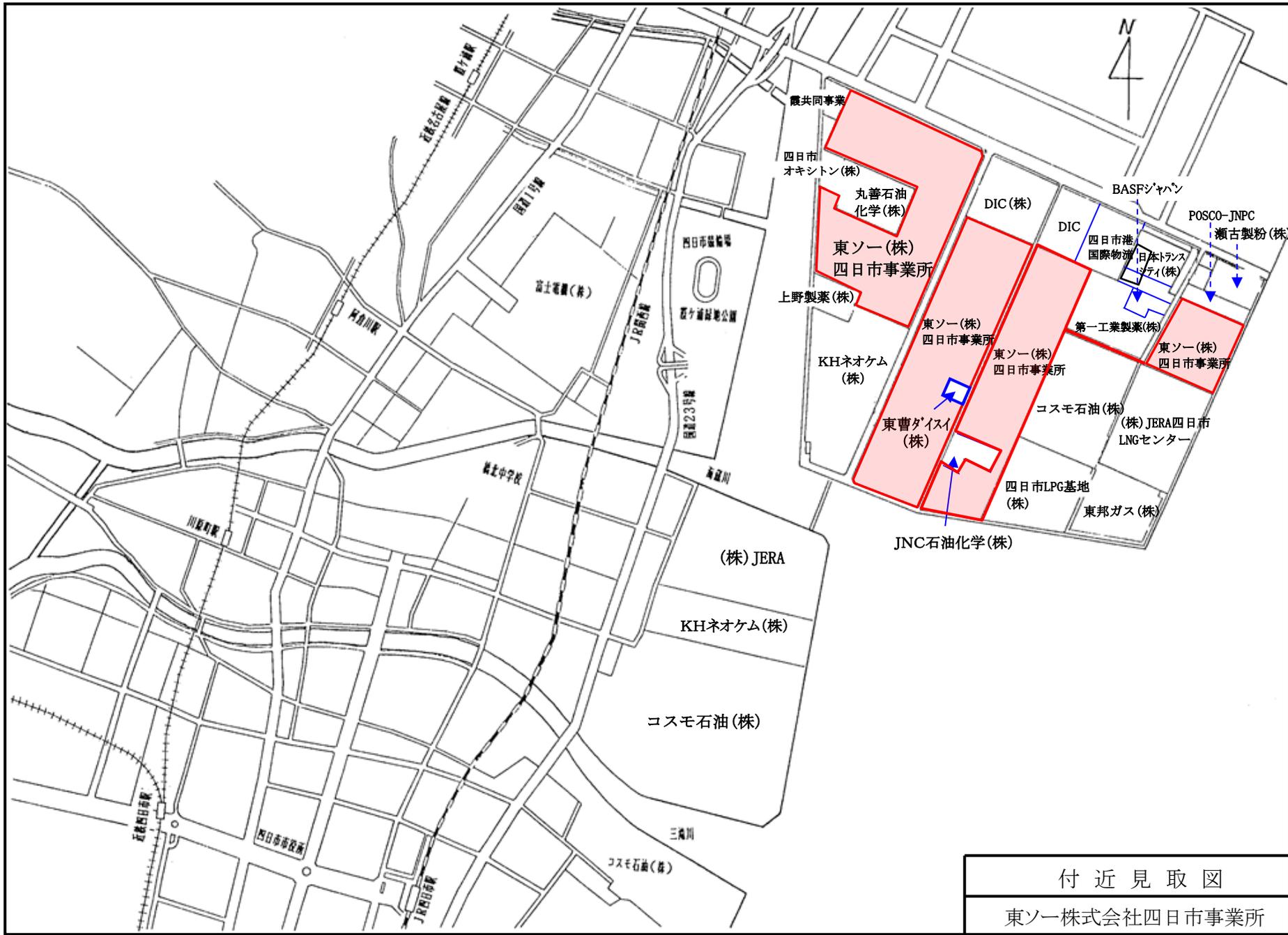
- (1) 12 月 6 日に現地確認を行います。
- (2) 汚染土壤の掘削除去が適正に行われるよう指示しました。

5. 届出内容の問い合わせ

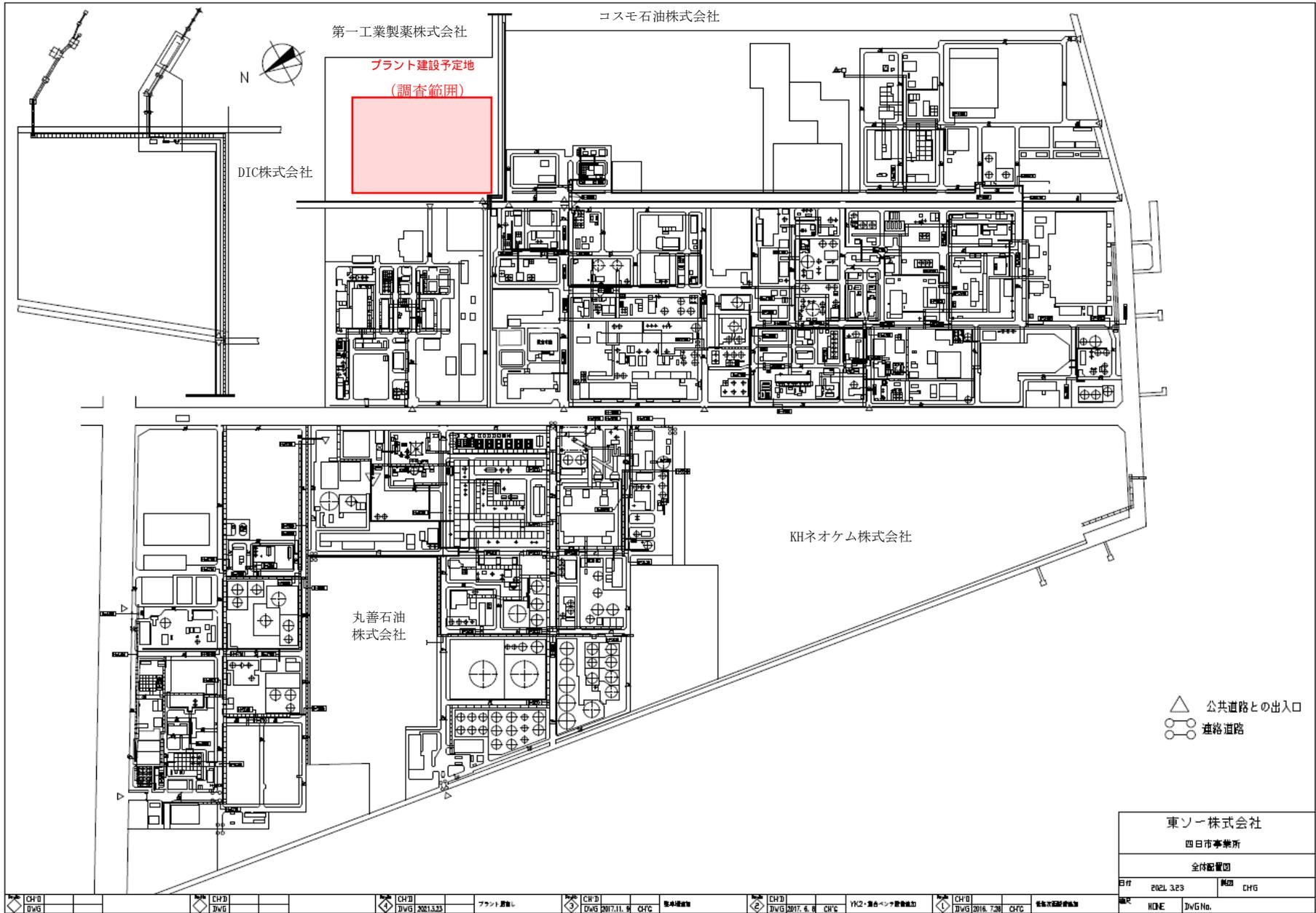
東ソー株式会社 四日市事業所 総務部 総務課

電話：059-364-1111

(環境部環境政策課)



付 近 見 取 図
 東ソー株式会社四日市事業所

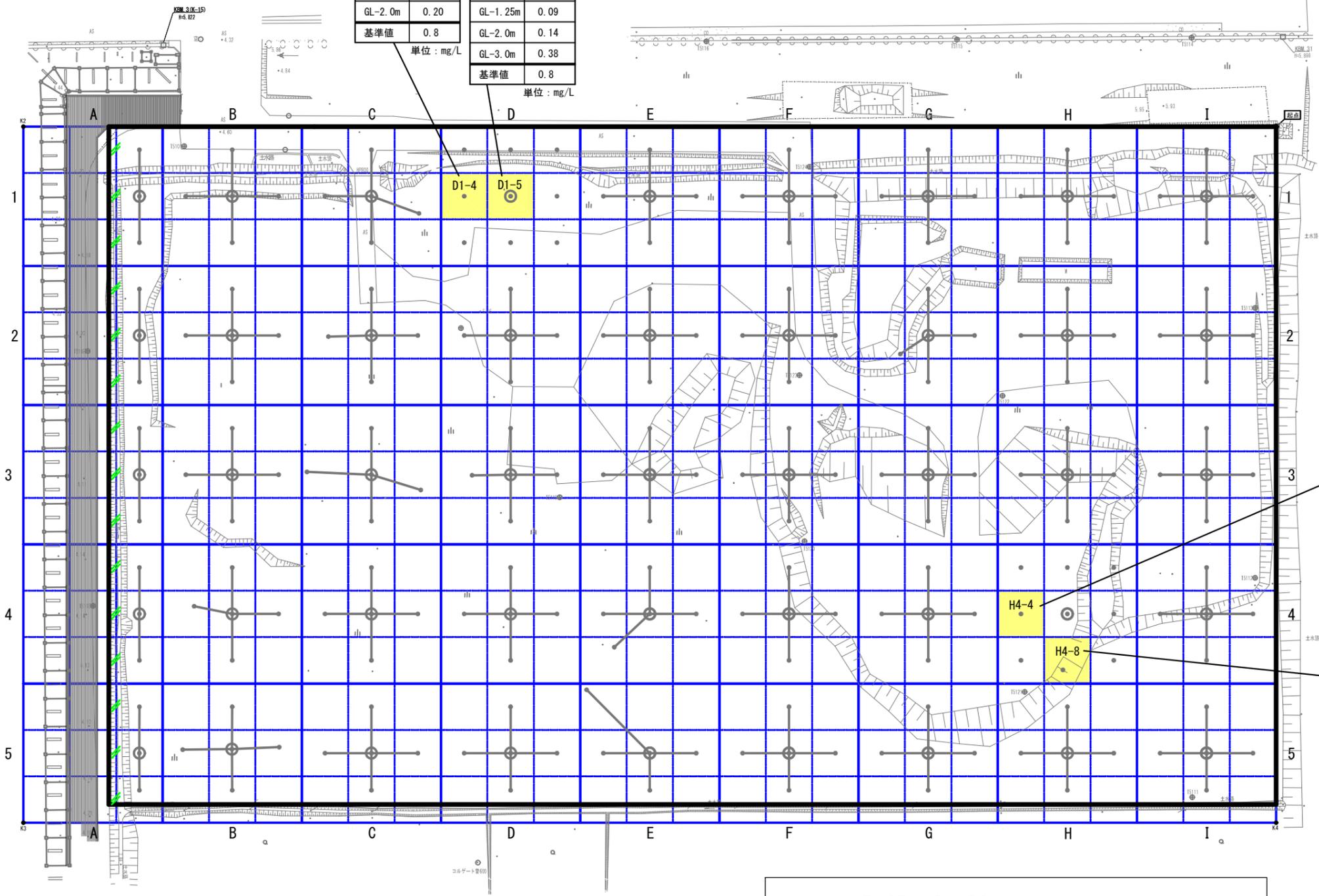


CH01 DWG	CH02 DWG	CH03 DWG 2021.3.23	プラント 敷地	CH04 DWG 2017.11.9	CHC	基本図面	CH05 DWG 2017.6.8	CHC	YK2・混合ベンチ設置追加	CH06 DWG 2016.7.28	CHC	検査記録簿追加
-------------	-------------	-----------------------	---------	-----------------------	-----	------	----------------------	-----	---------------	-----------------------	-----	---------



区画名	D1-4	区画名	D1-5
対象物質	ふっ素 (溶出量)	対象物質	ふっ素 (溶出量)
深度	分析値	深度	分析値
表層	1.5	表層	2.0
GL-1.0m	0.12	GL-1.0m	1.3
GL-2.0m	0.20	GL-1.25m	0.09
基準値	0.8	GL-2.0m	0.14
		GL-3.0m	0.38
		基準値	0.8

単位: mg/L



区画名	H4-4
対象物質	ふっ素 (溶出量)
深度	分析値
表層	2.9
GL-1.0m	1.0
GL-1.25m	0.33
GL-2.0m	0.34
GL-3.0m	0.10
基準値	0.8

単位: mg/L

区画名	H4-8
対象物質	ふっ素 (溶出量)
深度	分析値
表層	1.5
GL-1.0m	1.5
GL-1.25m	0.75
GL-2.0m	0.31
GL-3.0m	0.30
基準値	0.8

単位: mg/L



30m格子内採取地点番号(凡例)

A		
A1-1	A1-2	A1-3
A1-4	A1-5	A1-6
A1-7	A1-8	A1-9

10m 10m 10m
30m

- 調査対象地 (面積: 36,740㎡)
- 統合区画
- 土壌調査地点
- 基準不適合区画 4区画 (ふっ素及びその化合物: 土壌溶出量)
- D1-4区画 (面積: 100㎡)
- D1-5区画 (面積: 100㎡)
- H4-4区画 (面積: 100㎡)
- H4-8区画 (面積: 100㎡)

※赤字は基準超過を示す